

令和6年6月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第3号

令和6年6月27日(木)午後1時30分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 附議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 - 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
 - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
- 5 報告事項
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員(20名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員
竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(17名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員
高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員
小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員
北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

なし

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	小林 雄一
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	池田 翔大

(開会)
事務局 (小林局長)

(午後 2 時 00 分)

皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 6 年 6 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席人数の報告をいたします。ただいまの出席委員数は、農業委員 20 名中 20 名、推進委員 17 名中 17 名であります。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして、7 番 池田眞貴子委員、8 番 藤田清隆委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関しては、その議事に参与することができない」との規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

該当なしであります。

日程 4、附議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

番号 1 番、譲渡人、住所・氏名、上今井、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、上今井、〇〇〇〇

申請地、上今井〇〇〇〇、田、面積 766 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号 2 番、譲渡人、住所・氏名、田上、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、田上、〇〇〇〇

申請地、田上〇〇〇〇、田、面積 224 平方メートル

申請理由：経営規模拡大のため

番号 3 番、譲渡人、住所・氏名、田麦、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、田麦、〇〇〇〇

申請地、大俣〇〇〇〇、畑、外 13 筆、総面積 8110 平方メートル

申請理由：農業経営の移譲のため

番号 4 番、譲渡人、住所・氏名、東京都江戸川区、〇〇〇〇

譲受人、住所・氏名、上今井、〇〇〇〇

申請地、上今井〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 490 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

番号5番、譲渡人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
譲受人、住所・氏名、竹原、〇〇〇〇
申請地、竹原〇〇〇〇、田、外1筆、総面積 1304 平方メートル
申請理由：経営規模拡大のため

以上、番号1番から5番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。 以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第1号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者、譲受人、住所・氏名、 岩船、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、 中野、〇〇〇〇
申請地： 中野〇〇〇〇、田、外1筆、総面積 1344 平方メートル
申請内容： 宅地分譲 敷地
申請理由： 申請地を取得し4区画の宅地分譲地としたい。
3種農地 則 44 （都市計画法の用途地域）

番号2番 申請者、譲受人、住所・氏名、 上田市、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、 埼玉県久喜市、〇〇〇〇 ほか2名
申請地： 草間〇〇〇〇、畑、外3筆、総面積 4306 平方メートル
申請内容： 保育園 敷地
申請理由： 申請地を取得し、高丘保育園に代わる幼保連携型認定こども園を新設したい。
1種農地 法5②但書（土地収用法）
既存敷地 4160 平方メートル
全体敷地 8466 平方メートル

番号3番 申請者、譲受人、住所・氏名、小田中、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、間山、〇〇〇〇
申請地：間山〇〇〇〇、畑、面積 404 平方メートル
申請内容：住宅 敷地
申請理由：現在アパート住まいであるが、家族構成の変化により手狭になったため、当該地を使用貸借し住宅を新築したい。
2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

番号4番 申請者、譲受人、住所・氏名、富山県魚津市、〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、福岡県柳川市〇〇〇〇、
申請地：草間〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積 1770 平方メートル
申請内容：駐車場 敷地
申請理由：現在営業している中野営業所の隣接地を取得し、駐車場用地として拡張したい。
3種農地 則 43②

番号5番 申請者、譲受人、住所・氏名、山梨県都留市、〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、吉田、〇〇〇〇
申請地：田上〇〇〇〇、畑、面積 9732 平方メートル
申請内容：太陽光発電所 施設
申請理由：当該地を取得し、太陽光発電パネルを設置し太陽光発電所を運営したい。
2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

番号6番 申請者、譲受人、住所・氏名、〇〇〇〇
譲渡人、住所・氏名、田上、〇〇〇〇 ほか2名
申請地：田上〇〇〇〇、畑、外2筆、総面積 30794 平方メートル
申請内容：太陽光発電所 施設
申請理由：当該地を取得し、太陽光発電パネルを設置し太陽光発電所を運営したい。
2種農地 法5②Ⅱ（消極的2種）

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、ご発言願います。

議長（増田会長） 番号6番について、積雪の多い地域だが太陽光パネルの設置後の雪害対策は講じられているか。

事務局（芋川局長補佐） 申請地の隣接地がすでに太陽光パネルが設置されており、対策が講じられている

議長（増田会長） 他にありませんければ、お諮りをいたします。 議案第2号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請の承認について

（説明）

以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号については原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号については、原案のとおり決定することに決しました。

つぎに議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事） 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願いま

す。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号について、意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号については、意見なしと決定することに決しました。

つぎに議案第6号農業経営改善計画の認定に係る意見について議題とします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
（説明）

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、適とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第6号は適とすることに決しました。

次に進みます。

農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐）

（説明）

以上です。

議長（増田会長）

報告事項ではありますが、ご質問、ご意見ありましたら、挙手をお願いします。

ありませんければ、本日の議事は以上となります。

事務局へお返しします。

事務局（小林局長）

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程6 その他に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後2時40分 閉会）